

# **事前調査結果報告書**

## **記載要領（令和4年4月～）**

- ・報告は「石綿事前調査報告システム」により行うこと。  
(石綿事前調査報告システムを利用できない場合は書面により報告を行うこと。)
- ・報告は、滞なく（遅くとも解体等工事に着手する前までに）行うこと。
- ・書面による報告は、【様式第3の4】を作成の上、1部提出すること。

**令和4年3月**  
**広島県**

## 【様式3の4】

① 受信者名 (県厚生環境事務所・市町の報告先) 報告先の詳細は最終面に記載しています。	・広島市内での作業…広島市長 (環境保全課) ・福山市内での作業…福山市長 (環境保全課) ・呉市 内での作業…呉 市 長 (鯨歿謝謝シヤー) ・三次市内での作業…三次市長 (環境政策課) ・その他の市町内における作業…右の表を参照のこと。	・庄原市内での作業…庄原市長 (環境政策課) ・東広島市内での作業…東広島市長 (環境保全課) ・大崎上島町内での作業…大崎上島町長 (広島県西瀬戸厚生環境事務所環境課)	・庄原市内での作業…庄原市長 (環境保全課) ・東広島市内での作業…東広島市長 (環境保全課) ・大崎上島町内での作業…大崎上島町長 (広島県西瀬戸厚生環境事務所環境課)	作業を行う場所	受信者名 (県、厚生環境事務所の届出先)
② 報告者	・報告者は、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の元請業者又は自主施工者となる。 ・住所、名称及び氏名 (電話番号、メールアドレス) を記入すること。 ・法人代表者の代理人を報告者とする場合には、代表者と代理人を併記するとともに、委任状を添付すること。(石鶴事前調査結果報告システムでは代理人による報告は不可)	年 月 日	年 月 日	年 月 日	広島県西部厚生環境事務所長 (環境管理課) 広島県東部厚生環境事務所長 (環境管理課) 広島県中部厚生環境事務所長 (環境管理課)
③ 解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人について、その代表者の氏名	・特定工事の発注者住所、名称及び氏名を記入すること。 ・法人においては、法人を代表する者の職と氏名を記入すること。 (報告者が自主施工者の場合は、自主施工者の情報を記入する。)	① 構造	① 構造	① 構造	広島県西部厚生環境事務所長 (環境管理課) 広島県東部厚生環境事務所長 (環境管理課) 広島県中部厚生環境事務所長 (環境管理課)
④ 解体等工事の場所	・作業を実施する場所 (住所) を記入すること。	② 電話番号 メールアドレス	② 電話番号 メールアドレス	② 電話番号 メールアドレス	
⑤ 解体等工事の名称	・解体等工事の名称を記入すること。	事前調査結果について、大気汚染防止法第18条の15第6項の規定により、次のとおり報告します。			
⑥ 解体等工事の概要	・解体等工事の概要及び連絡先の担当者名を記入すること。 (例：○○の解体工事/改修工事 担当者：○○)	③ 姓 氏名又は名前及び性別に注 人にあってはその代表者の氏名	③ 姓 氏名又は名前及び性別に注 人にあってはその代表者の氏名	③ 姓 氏名又は名前及び性別に注 人にあってはその代表者の氏名	
⑦ 解体等工事の実施の期間	・解体等工事の工事期間を記入すること。(特定粉じん排出等作業の実施期間ではない。)	報告者	報告者	報告者	
⑧ 特定粉じん排出等作業の開始時期	・特定粉じん排出等作業の開始時期をできるだけ具体的に記入すること。				
⑨ 建築物等の設置の工事に着手した年月日	・解体等工事の対象とする建築物等が建築・製造等された際の着手日を記入すること。 (竣工日ではない。)	解体等工事の着手者の氏名 又は名前及び性別に注 人にあっては、その代表者の氏名			
⑩ 建築物等の概要	・建築物の解体等工事の場合、耐火建造物及び準耐火建造物の該当の場合はその他を選択する。), 構造 (SRC は RC を選択する。) について該当するものに○, 延べ面積 (整数で記入), 階数を記入すること。	④ 建設工事の場所	④ 建設工事の場所	④ 建設工事の場所	
⑪ 解体等工事の実施の期間	・建築物の解体等工事の場合は床面積の合計を記入すること。	⑤ 建設工事の名稱	⑤ 建設工事の名稱	⑤ 建設工事の名稱	
⑫ 解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計	・工作物の解体等工事の場合、工作物の種類を記入すること。 ⑬ 事前調査を終了した年月日	⑥ 建設工事の概要	⑥ 建設工事の概要	⑥ 建設工事の概要	
⑭ 書面による調査及び目視による調査を行った者	・事前調査を実施した者が有資格者の場合、事前調査者講習を受講した機関名、講習登録規程の区分について該当するものに○を記入すること。 (一般社団法人日本アスベスト調査診断協会の登録者には、「日本アスベスト調査診断協会」と記入する。)	⑦ 年 月 日 ※監理番号	⑦ 年 月 日 ※受理年月日	⑦ 年 月 日 ※審査結果	
⑮ 分析による調査を行った箇所	・分析による調査を行った箇所を記入すること。	⑧ 延べ面積 開始年月 着工年月日 した年月日	⑧ 延べ面積 開始年月 着工年月日 した年月日	⑧ 延べ面積 開始年月 着工年月日 した年月日	
⑯ 分析による調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	・分析調査実施者の氏名、所属機関等名称を記入すること。	⑨ 年 月 日 被災物 (耐火・準耐火・その他) RC 造・S 造・その他 階数 (地上 層、地下 層) その他工作物	⑨ 年 月 日 被災物 (耐火・準耐火・その他) RC 造・S 造・その他 階数 (地上 層、地下 層) その他工作物	⑨ 年 月 日 被災物 (耐火・準耐火・その他) RC 造・S 造・その他 階数 (地上 層、地下 層) その他工作物	
⑰ 分析による調査を行った箇所	・分析による調査を行った箇所を記入すること。	⑩ 延べ面積の合計 解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計 事前調査を終了した年月日	⑩ 延べ面積の合計 解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計 事前調査を終了した年月日	⑩ 延べ面積の合計 解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計 事前調査を終了した年月日	
⑱ 分析による調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	・分析調査実施者の氏名、所属機関等名称を記入すること。	⑪ 书 面による調査を行った者 の名稱 分析による調査を行った箇所 の名稱	⑪ 书 面による調査を行った者 の名稱 分析による調査を行った箇所 の名稱	⑪ 书 面による調査を行った者 の名稱 分析による調査を行った箇所 の名稱	
⑲ 分析による調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	・分析調査実施者の氏名、所属機関等名称を記入すること。	⑫ 书 面による調査を行った者 の名稱 分析による調査を行った箇所 の名稱	⑫ 书 面による調査を行った者 の名稱 分析による調査を行った箇所 の名稱	⑫ 书 面による調査を行った者 の名稱 分析による調査を行った箇所 の名稱	
⑳ 分析による調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	・分析調査実施者の氏名、所属機関等名称を記入すること。	⑬ 书 面による調査を行った者 の名稱 分析による調査を行った箇所 の名稱	⑬ 书 面による調査を行った者 の名稱 分析による調査を行った箇所 の名稱	⑬ 书 面による調査を行った者 の名稱 分析による調査を行った箇所 の名稱	
㉑ 分析による調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	・分析調査実施者の氏名、所属機関等名称を記入すること。	⑭ 书 面による調査を行った者 の名稱 分析による調査を行った箇所 の名稱	⑭ 书 面による調査を行った者 の名稱 分析による調査を行った箇所 の名稱	⑭ 书 面による調査を行った者 の名稱 分析による調査を行った箇所 の名稱	
㉒ 分析による調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	・分析調査実施者の氏名、所属機関等名称を記入すること。	⑮ 书 面による調査を行った者 の名稱 分析による調査を行った箇所 の名稱	⑮ 书 面による調査を行った者 の名稱 分析による調査を行った箇所 の名稱	⑮ 书 面による調査を行った者 の名稱 分析による調査を行った箇所 の名稱	



## 【報告先】

次の URL にアクセスし、報告してください。

なお、石綿事前調査結果報告システムを利用するためには gBizID の登録を行う必要があります。

### 【石綿事前調査結果報告システム】

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>

### 【gBizID】

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

(石綿事前調査結果報告システムの操作マニュアル等)

[http://www.env.go.jp/air/asbestos/post\\_87.html](http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html)

**石綿事前調査結果報告システムでは、自治体と労働基準監督署へまとめて報告することができます。**

(書面にて報告する場合には、石綿障害予防規則に基づく所管の労働基準監督署への報告を別途、行ってください。)

報告は原則として「石綿事前調査結果報告システム」により行ってください。

なお、「石綿事前調査結果報告システム」を利用できない場合には、報告書（書面）を提出してください。

提出先（窓口）は、所管の県厚生環境事務所（支所）環境管理課（衛生環境課）又は市の担当課です。

作業を行う場所	届出書の提出先（窓口）	電話番号	住所
大竹市、廿日市市	広島県西部厚生環境事務所 環境管理課	0829-32-1181 (代表)	廿日市市桜尾 2-2-68
安芸高田市、 府中町、海田町、 熊野町、坂町、 安芸太田町、 北広島町	広島県西部厚生環境事務所 広島支所衛生環境課	082-228-2111 (代表)	広島市中区基町 10-52
江田島市	広島県西部厚生環境事務所 呉支所衛生環境課	0823-22-5400 (代表)	呉市西中央 1-3-25
竹原市、 大崎上島町	広島県西部東厚生環境事務所 環境管理課	082-422-6911 (代表)	東広島市西条昭和町 13-10
三原市、尾道市、 世羅町	広島県東部厚生環境事務所 環境管理課	0848-25-2011 (代表)	尾道市古浜町 26-12
府中市、 神石高原町	広島県東部厚生環境事務所 福山支所衛生環境課	084-921-1311 (代表)	福山市三吉町 1-1-1
広島市	広島市環境保全課	082-504-2187	広島市中区国泰寺町 1-6-34
呉市	呉市環境試験センター	0823-25-3551	呉市青山町 5-3
福山市	福山市環境保全課	084-928-1072	福山市東桜町 3-5
三次市	三次市環境政策課	0824-62-6136	三次市十日市中 2-8-1
庄原市	庄原市環境政策課	0824-72-1398	庄原市是松町 20-25
東広島市	東広島市環境先進都市推進課	082-420-0928	東広島市西条栄町 8-29